

改正

令和2年3月26日規則第16号

明石市公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）及び明石市公衆浴場法施行条例（平成29年条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 法第2条第1項の規定により浴場業の許可を受けようとする者は、浴場業許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要でないとする場合は、第1号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 周囲半径250メートル区域内の見取図（当該申請に係る公衆浴場と既設浴場との最短直線距離を明記したもの）
- (2) 公衆浴場の平面図、配置図、立面図、断面図及び構造設備の仕様書
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- (4) 温泉又は薬湯を使用する公衆浴場にあっては、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）第1条第3号に規定する温泉の含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
- (5) 水道水（第6条第3項第3号に規定する水道水をいう。）以外の水を使用する場合にあっては、水質検査成績書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に係る許可をするときは、当該申請を行った者に対して、浴場業許可指令書を交付する。

(承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、浴場業地位承継届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第2条第2項各号に規定する書類
- (2) 浴場業許可指令書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第4条 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、浴場業地位承継届出書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- (2) 浴場業許可指令書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更等の届出)

第5条 営業者は、省令第4条の規定により営業の許可を受けた事項の変更等の届出を行うときは、浴場業変更等届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要でないとする場合は、第1号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 変更の事実を証する書類
- (2) 浴場業許可指令書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により浴場業を廃止するときは、当該各号に掲げる者が同項の届出を行わなければならない。

- (1) 営業者が死亡したとき 当該営業者の戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出義務者
- (2) 営業者が解散したとき 当該営業者の清算人（当該解散が破産手続開始の決定によるものであるときは、破産管財人）

(一般公衆浴場について講ずべき措置の基準)

- 第6条 条例第4条第1項第1号アに規定する規則で定める脱衣室の照度は、床面において50ルクス以上とする。
- 2 条例第4条第1項第1号ウに規定する規則で定める男女各脱衣室の床面積は、9平方メートル以上とする。
- 3 条例第4条第1項第1号エに規定する脱衣室に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 出入口には、開き戸以外の戸を設けること。
  - (2) 換気上有効な機械換気設備又は窓を設け、空気を清浄に保つこと。
  - (3) 一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室を除き、洗面設備を設けること。この場合において、洗面設備において使用する水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
  - (4) 衣類その他の携帯品を各自安全に保管することのできる設備を設けること。
- 4 条例第4条第1項第2号ウに規定する規則で定める男女各浴室の床面積は、12平方メートル以上とする。
- 5 条例第4条第1項第2号エに規定する浴室に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 第3項第1号及び第2号に掲げる基準を満たすこと。
  - (2) 床面は、耐水材料で造り、勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
  - (3) 上り用水の水栓及び上り用湯の湯栓は、床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、各1個以上（上り用水及び上り用湯を同時に供給することのできる混合栓の場合は、1個以上）の数を設け、これらに水又は湯の区別を標示すること。
  - (4) 男女各浴室には、内法面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。
- 6 条例第4条第1項第3号イに規定する規則で定める浴用の水及び湯の基準は、次のとおりとする。
- (1) 水質の基準は、次に掲げるとおりとすること。ただし、水道水のみを使用する場合においてはア(ア)から(カ)までに掲げる基準、原水、原湯、上り用水、上り用湯又は浴槽水に温泉等を使用する場合においてはア(ア)から(エ)まで及びイ(ア)及び(イ)に掲げる基準並びに循環ろ過装置を設けない浴槽に係る浴槽水においてはイ(エ)に掲げる基準は、適用しない。  
ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯
    - (ア) 色度 5度以下であること。
    - (イ) 濁度 2度以下であること。
    - (ウ) pH値 5.8以上8.6以下であること。
    - (エ) 有機物 全有機炭素（TOC）の量が1リットルにつき3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
    - (オ) 大腸菌 検出されないこと。
    - (カ) レジオネラ属菌 100ミリリットルにつき10CFU未満であること。
  - イ 浴槽水
    - (ア) 濁度 5度以下であること。
    - (イ) 有機物 全有機炭素（TOC）の量が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
    - (ウ) 大腸菌群 1ミリリットルにつき1個以下であること。
    - (エ) レジオネラ属菌 100ミリリットルにつき10CFU未満であること。
  - (2) 浴用の水及び湯が前号に定める基準に適合していることの検査を1年に1回以上行い、その結果を3年間保存すること。
  - (3) 浴用の水及び湯は、十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上り用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。
- 7 条例第4条第1項第4号イに規定する規則で定める要件は、次のいずれかに掲げる場合に該当することとする。
- (1) 夫婦が入浴する場合
  - (2) 介助を要する者とその家族が入浴する場合
- 8 条例第4条第1項第5号に規定する規則で定める一般公衆浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る措

置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 番台等に係る基準については、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 番台を設ける場合は、これを男女各脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにし、境界に通り口を設けるときには、番台の前面に接するようにし、相互の見通しのできないようにすること。
  - イ 番台を設けない場合は、男女各脱衣室の適正な利用の状況を把握するための設備を当該男女各脱衣室の出入口が見通せる場所に設け、脱衣室内及び浴室内の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。
- (2) 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）に係る基準については、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 循環ろ過装置を設ける場合は、その構造設備を次のとおりとすること。
    - (ア) 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に、集毛器及び塩素系薬剤の注入口又は投入口（塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合に限り。）が設けられていること。
    - (イ) 浴槽水を循環させるための配管は、打たせ湯及びシャワーの配管と接続していないこと。
  - イ 循環ろ過装置を設ける場合は、次に定める措置を講ずること。
    - (ア) ろ過器は、1週間に1回以上洗浄し、汚れを排出すること。
    - (イ) ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
    - (ウ) 集毛器は、毎日清掃し、定期的に消毒すること。
    - (エ) 浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を使用する方法で行う場合は、遊離残留塩素を1リットルにつき0.4ミリグラム以上又は結合残留塩素のモノクロアミンを1リットルにつき3ミリグラム以上保持すること。ただし、原水又は原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等であって、かつ、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合は、この限りでない。
    - (オ) (エ)に規定する遊離残留塩素若しくはモノクロアミンの濃度又は塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合にあっては、市長が別に定める指標は、定期的に測定し、その記録を3年間保存すること。
    - (カ) 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合は、塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る前に注入又は投入すること。
- (3) 浴槽の洗浄は、循環ろ過装置を設けたときは1週間に1回以上、循環ろ過装置を設けないときは毎日、完全に排水した後行うこと。
- (4) 貯湯槽（原湯又は上り用湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）を設ける場合は、加温装置を設け、かつ、貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上にすること。ただし、これにより難しい場合にあっては、消毒設備を設け、かつ、貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。
- (5) 浴槽内の水位を確認するための設備（以下「水位計」という。）を設置する場合における当該水位計に係る基準については、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式とすること。
  - イ 配管内を定期的に洗浄し、消毒すること。
- (6) シャワーその他の浴用の水及び湯を使用する附帯設備を設ける場合には、当該附帯設備を定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (7) 男女を区別して、かつ、流水式手洗設備を有する便所を適当な場所に設け、常に清潔に保つこと。この場合において、流水式手洗設備において使用する水は、水道水を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (8) 履物類を各自安全に保管することのできる設備を設けること。
- (9) 常に施設の内外を清掃し、清潔に保つとともに、ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (10) タオル、くし、かみそり等を提供する場合は、かみそりにあっては未使用のもの、その他のものにあっては未使用のもの又は消毒がされ、清潔に保たれたものとする。
- (11) 浴槽内でのタオル等の使用又は洗い湯での洗濯をさせないこと。
- (12) 付添人のない高齢者、幼児等で入浴することが危険と認められるもの及び泥酔者を入浴させないこと。
- (13) 入浴料並びに市長が特に指示した事項及び入浴者が注意すべきものとして営業者が定める事

項を、入浴者の見やすい箇所に掲示すること。

(14) 次条第6項第1号から第3号までに定める設備を併設したときは、当該各号に掲げる措置を講ずること。

(その他の公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第7条 条例第4条第2項第1号ウに規定する脱衣室に係る規則で定める基準は、前条第3項第2号から第4号までに掲げるとおりとする。

2 条例第4条第2項第2号イに規定する規則で定める浴槽の構造は、前条第5項第4号に掲げるとおりとする。

3 条例第4条第2項第2号ウに規定する浴室に係る規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第3項第2号及び同条第5項第2号に掲げる基準を満たすこと。

(2) 適当な数の上り用水の水栓及び上り用湯の湯栓又は混合栓を設け、これらに水又は湯の区別を標示すること。

4 条例第4条第2項第4号アに規定する規則で定める脱衣室及び浴室等は、家族風呂等の脱衣室及び浴室等又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に設け、男女を利用時間で区別して計画的に利用に供する公衆浴場の脱衣室及び浴室等とする。

5 条例第4条第2項第4号イに規定する規則で定める要件は、前条第7項各号に掲げる場合に該当することとする。

6 条例第4条第2項第5号に規定する規則で定めるその他の公衆浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備については、次に掲げる基準に適合すること。

ア 熱気等を使用して入浴する室(以下「熱気室」という。)内に温度及び利用基準温度を表示し、それらを外部から識別することができるようにすること。

イ 熱気室の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しないようにすること。

ウ 外部から熱気室内が見通すことができること。

エ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。

(2) 屋外に浴槽を設置して入浴させる設備(以下「露天風呂」という。)については、次に掲げる基準に適合すること。

ア 汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。

イ 脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。

(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。

(4) 施設の出入口付近に、公衆浴場の利用者の状況を確認するための設備を設けること。

(5) 前条第8項第2号から第10号まで、第12号及び第13号に掲げる基準を満たすこと。

(管理者の設置等の届出)

第8条 営業者は、当該営業者以外の者を法第5条第2項に規定する管理者として設置したとき又は当該管理者を解任若しくは変更したときは、浴場業変更等届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の明石市公衆浴場法施行細則第6条第8項第5号の規定は、この規則の施行の日以後の公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可の申請に係る公衆浴場について適用し、同日前の同項の規定による許可の申請に係る公衆浴場及びこの規則の施行の際現に存する公衆浴場については、同日から増築、改築及び大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

浴場業許可申請書

年 月 日

明石市長 様

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者 (営業者)	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	電話（ ） —
	ふりがな 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	④ 年 月 日生
公衆浴場	ふりがな 名称	
	所在地	電話（ ） —
	申請の区分	新規 ・ 引継ぎ ・ 増改築 ・ 用途変更
	営業の種別	一般公衆浴場・その他の公衆浴場（ ）
	種類	温湯・潮湯・温泉・薬湯・その他（ ）
	開始予定年月日	
	営業時間	
定休日		

## (第2面)

隣接する既設の一般公衆浴場の名称及びその最短直線距離					
名 称		距 離			
m					
構	造	( )造 地上( )階 地下( )階 使用階(地上・地下)( )階～(地上・地下)( )階			
面	積	敷地面積	m <sup>2</sup>		
		建築面積	m <sup>2</sup>		
		延べ面積	m <sup>2</sup>		
構造設備の概要(※一般公衆浴場)			男	女	
	番台等	番 台	有 ・ 無	有 ・ 無	
		(無の場合)	設備	設備	
			通報装置	通報装置	
	脱衣室	出入口の構造			
		面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		換 気 設 備		窓 ・ 機械換気設備	窓 ・ 機械換気設備
		洗 面 設 備		水道水・その他( )	水道水・その他( )
		衣類等の携帯品の保管設備			
	浴室	出入口の構造			
		面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		床 面			
		換 気 設 備		窓 ・ 機械換気設備	窓 ・ 機械換気設備
		上り用水の水栓			
		上り用湯の湯栓		組	組
		浴槽	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	深 さ		m	m	
	便所	流水式手洗い設備		水道水・その他( )	水道水・その他( )
	貸与	種 類		タオル・くし・かみそり・その他( )	タオル・くし・かみそり・その他( )
		消 毒 方 法 (かみそり以外)			
保 管 設 備					
装置	循 環 ろ 過 設 置	有 ( )機 ・ 無			
	浴槽水の消毒方法		塩素系薬剤 ・ その他( )		
貯湯槽の消毒方法		(第3面) ・ 塩素系薬剤			
履物類の保管設備					
入浴料等の掲示					

		男	女	
熱 気 室		有 ・ 無	有 ・ 無	
( 有 の 場 合 )		乾熱式・湿熱式・( )	乾熱式・湿熱式・( )	
		シャワー ・ 浴槽	シャワー ・ 浴槽	
露 店 風 呂		有 ・ 無	有 ・ 無	
温 泉 等 の 入 浴 設 備		有 ・ 無	有 ・ 無	
( 有 の 場 合 )		シャワー ・ 浴槽	シャワー ・ 浴槽	
利用者の状況確認設備				
脱衣室	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	換 気 設 備	窓 ・ 機械換気設備	窓 ・ 機械換気設備	
	洗 面 設 備	水道水・その他 ( )	水道水・その他 ( )	
	衣類等の携帯品の保管設備			
浴室	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	床 面			
	換 気 設 備	窓 ・ 機械換気設備	窓 ・ 機械換気設備	
	上り用水の水栓 上り用湯の湯栓	組	組	
	浴槽	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		深 さ	m	m
便所	流水式手洗い設備	水道水・その他 ( )	水道水・その他 ( )	
貸与	種 類	タオル・くし・かみそり・その他 ( )	タオル・くし・かみそり・その他 ( )	
	消 毒 方 法 (かみそり以外)			
	保 管 設 備			
装置	設 置	有 ( ) 機) ・ 無		
	浴槽水の消毒方法	塩素系薬剤 ・ その他 ( )		
貯湯槽の消毒方法		加温 ・ 塩素系薬剤		
履物類の保管設備				
入浴料等の掲示				

※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

浴場業地位承継届出書

年 月 日

明石市長 様

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		電話（ ） —
	ふりがな 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		年 月 日 生 <sup>印</sup>
公衆浴場	名 称		
	所 在 地		電話（ ） —
	許 可 年 月 日		
	許 可 指 令 番 号		
相続 (※)	被相続人	氏 名	
		住 所	
	被相続人との続柄		
	相続開始年月日		
合併又は分割 (※)	合併により消滅した法人又は分割前の法人	名 称	
		代表者の氏 名	
		所 在 地	
	合併又は分割年月日		

※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。



浴場業変更等届出書

年 月 日

明石市長 様

公衆浴場法施行規則第4条及び明石市公衆浴場法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者 ( <small>営業者</small> )	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	電話（ ） —	
	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊞	
公衆浴場	名 称		
	所 在 地		
	申 請 の 区 分	一般公衆浴場・その他の公衆浴場（ ）	
	種 類	温湯・潮湯・温泉・薬湯・その他（ ）	
	許 可 年 月 日		
	許 可 指 令 番 号		
届出事項（該当する番号に○印）		第2面 該当番号	添付書類
1 営 業 者 住 所		①	
2 営 業 者 氏 名		②	
3 名 称		③	
4 構 造 設 備		④	
5 そ の 他		⑤	
6 営 業 停 止		⑥	
7 営 業 廃 止		⑦	
8 管 理 者 設 置		⑧	
9 管 理 者 解 任		⑨	
10 管 理 者 変 更		⑧⑨	

## (第2面)

変更内容			
項目	変更前		変更後
① 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
② <sup>ふりがな</sup> 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			年 月 日生
③ 名 <sup>ふ</sup> り <sup>り</sup> が <sup>が</sup> な <sup>な</sup> 称			
④ 構 造 設 備			
⑤ そ の 他			
⑥ 営 業 停 止	年 月 日から 年 月 日まで	理由	
⑦ 営 業 廃 止	年 月 日	理由	
⑧ 新 管 理 者	住 所		
	氏 名	年 月 日生	
⑨ 旧 管 理 者	住 所		
	氏 名		